

平成30年2月

荷主企業 各位

国土交通省道路局道路交通管理課
公益社団法人全日本トラック協会

適正重量の遵守に係るリーフレットの周知について（依頼）

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の暮らしや経済を支える重要なインフラである道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要があるとともに、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要です。

このため、国土交通省では、平成26年5月に「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、道路構造の保全及び交通の危険を防止し、効率的かつ迅速な物流の実現を図るための様々な取組を進めているところです。

また、全日本トラック協会においても、ルールを守り安全な運行を確保するために、特殊車両通行許可制度の遵守の徹底を重要施策として位置づけて、様々な取組を実施しているところです。

今般、これらの取組の一環として、国土交通省及び全日本トラック協会において、特殊車両^(注)の通行に当たり、「積める重さ」（車検証に記載された最大積載量）と「運べる重さ」（道路管理者が許可した重量）との違いを荷主企業の皆さんにもご認識いただき、通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことができない場合があるという点をご理解いただくため、共同でリーフレットを作成しました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、社内への周知及び大型車両の適正重量の遵守にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

※本リーフレットのPDFデータを、下記URLにて掲載しております。

<http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/index.html#00002>

(注) 車両の構造や積載する貨物が特殊で、幅、長さ、高さ及び重量のいずれかが、車両制限令第3条に規定する制限値を超えるものを特殊車両といい、道路を通行する際には、国や地方公共団体等の道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります（道路法第47条の2）。